

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁企画市場局総務課保険企画室）

項目名		生命保険料控除制度の拡充							
税目		所得税							
要望の内容		<p>所得税法上の介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円とすること、一般生命保険料控除については扶養しているこどもがいる場合、6万円とすること。</p> <p>また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を14万円（扶養しているこどもがいる場合、16万円）とすること。</p>							
		<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲51,700百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	▲51,700百万円	（制度自体の減収額）	（－百万円）	（改正増減収額）	（－百万円）	
平年度の減収見込額	▲51,700百万円								
（制度自体の減収額）	（－百万円）								
（改正増減収額）	（－百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由		<p>(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。</p> <p>こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族補償としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。</p>							
		<table border="1"> <tr> <td>政策体系における政策目的の位置付け</td> <td>Ⅱ－1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</td> </tr> <tr> <td>政策の達成目標</td> <td>個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。</td> </tr> <tr> <td>租税特別措置の適用又は延長期間</td> <td>恒久措置とする。</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>政策の達成目標と同じ。</td> </tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	政策の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。	同上の期間中の達成目標
政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施								
政策の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。								
租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。								
同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。								
今回の要望に関連する事項	合理性								

	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>約 4,095 万人</p> <p>※ 令和 3 年民間給与所得者数^(注) 4,894 万人 うち生命保険料控除適用者数 3,431 万人 (70.1%) → 制度拡充後 (見込) 3,558 万人 (72.7%) (注) 年末調整対象者のみ</p> <p>令和 3 年申告所得者数 657 万人 うち生命保険料控除適用者数 518 万人 (78.9%) → 制度拡充後 (見込) 537 万人 (81.8%) (出典：国税庁「令和 3 年分民間給与実態統計調査」及び「令和 3 年分申告所得税標本調査」)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資することとなる見込み。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約 3 兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、国民が加入している死亡保険金額は、遺族の生活資金の備えとして (国民が) 必要と考える死亡保険金額に比べて 6 割程度に留まっている^(※)。</p> <p>このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものとする。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。</p>

			(※) 遺族の生活資金の備えとして必要と考える死亡保険金額と実際の加入金額														
				男性		女性											
				必要な保障 金額 (平均)	実際の加入 金額 (平均)	必要な保障 金額 (平均)	実際の加入 金額 (平均)										
			全体	2,247 万円	1,562 万円	1,145 万円	706 万円										
		20 歳代	1,732 万円	1,001 万円	1,683 万円	751 万円											
		30 歳代	3,789 万円	2,065 万円	1,364 万円	768 万円											
		40 歳代	3,057 万円	1,883 万円	1,462 万円	807 万円											
		50 歳代	2,177 万円	1,629 万円	1,027 万円	737 万円											
		60 歳代	1,814 万円	1,071 万円	1,022 万円	507 万円											
			(出典：生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」)														
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合※ (%))															
			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元 年	令和 2 年	令和 3 年								
		一般生命	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5								
		介護医療	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3								
		個人年金	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9								
	全体	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5									
		(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)															
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	(一人当たりの保険料控除額※ (万円))															
			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元 年	令和 2 年	令和 3 年								
		一般生命	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8								
介護医療		2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1									
個人年金		4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3									
全体	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8										
	(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」) ※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定																
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約6割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答(※)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。</p> <p>(※) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>質問</th> <th>回答</th> <th>回答割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。</td> <td>新規加入・増額をしたい</td> <td>8.1%</td> </tr> <tr> <td>新規加入・増額を前向きに検討したい</td> <td>25.8%</td> </tr> <tr> <td>新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい</td> <td>26.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査 2023」)</p> <p>生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。</p>							質問	回答	回答割合	仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	8.1%	新規加入・増額を前向きに検討したい	25.8%	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	26.6%
	質問	回答	回答割合														
	仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	8.1%														
新規加入・増額を前向きに検討したい		25.8%															
新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい		26.6%															
前回要望時の達成目標	<p>少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進すること</p>																

		により、国民生活の安定に資すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		<p>平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。</p> <p>本要望については、平成 27 年度税制改正より継続して要望しているが、令和 6 年度税制改正では、子育て世帯への控除額を手厚くするよう要望を改めた。</p>